

錫羽鉄道株式会社旅客営業規則の一部改正（特別急行料金の変更に伴う改正）

改 正	現 行
（前略） （用語の定義および記号） 第3条 この規則で使用する用語の意義は、次のとおりとする。 （1）「社線」とは、社の経営する鉄道をいう。 （2）「旅客鉄道会社線」とは、北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社および九州旅客鉄道株式会社（以下「旅客鉄道会社」という。）の経営する鉄道、航路をいう。 （3）「駅」とは、旅客の取扱いをする停車場および停留場をいう。 （4）「特急列車等」とは、特別急行列車およびライナーをいう。 （5）「特急券等」とは、特別急行券・座席指定券および個室券をいう。 （6）「乗車券類」とは、乗車券および特急券等をいう。 （7）「旅行開始」とは、旅客が旅行を開始する駅で、乗車券の改札を受けて入場することをいう。ただし、駅員無配置駅から旅客が乗車するときは、その乗車することをいう。 2 この規則では、次によって記号を使用する。 （1）「ミリメートル」は、「mm」とする。 （2）「センチメートル」は、「cm」とする。 （3）「メートル」は、「m」とする。 （4）「キロメートル」は、「km」とする。 （5）「立方メートル」は、「m³」とする。 （6）「リットル」は、「ℓ」とする。 （7）「グラム」は、「g」とする。 （8）「キログラム」は、「kg」とする。 （中略）	（前略） （用語の定義および記号） 第3条 この規則で使用する用語の意義は、次のとおりとする。 （1）「社線」とは、社の経営する鉄道をいう。 （2）「旅客鉄道会社線」とは、北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社および九州旅客鉄道株式会社（以下「旅客鉄道会社」という。）の経営する鉄道、航路をいう。 （3）「駅」とは、旅客の取扱いをする停車場および停留場をいう。 （4）「特急列車等」とは、特別急行列車およびライナーをいう。 （5）「特急券等」とは、特別急行券・座席指定券・特別車両券および個室券をいう。 （6）「乗車券類」とは、乗車券および特急券等をいう。 （7）「旅行開始」とは、旅客が旅行を開始する駅で、乗車券の改札を受けて入場することをいう。ただし、駅員無配置駅から旅客が乗車するときは、その乗車することをいう。 2 この規則では、次によって記号を使用する。 （1）「ミリメートル」は、「mm」とする。 （2）「センチメートル」は、「cm」とする。 （3）「メートル」は、「m」とする。 （4）「キロメートル」は、「km」とする。 （5）「立方メートル」は、「m³」とする。 （6）「リットル」は、「ℓ」とする。 （7）「グラム」は、「g」とする。 （8）「キログラム」は、「kg」とする。 （中略）

改 正	現 行
(乗車券類の種類) 第18条 乗車券類の種類は、次のとおりとする。 (1) 乗 車 券 - イ 普通乗車券 - 片道乗車券 - 往復乗車券 - 連続乗車券 - ロ 定期乗車券 - 通勤定期乗車券 - 通学定期乗車券 - ハ 回数乗車券 - 普通回数乗車券 - 時差回数乗車券 - 土・休日割引回数乗車券 ニ 団体乗車券 ホ 貸切乗車券 (2) 特急券等 - 朝桐線関係特別急行券 - 朝桐線関係平日特別急行券 - 朝桐線関係土休日特別急行券 - 小宮線関係特別急行券 - 四季おり特別急行券 <u>プレミアムシート特別急行券</u> - ライナー特別急行券 - 座席指定券 - 座席指定券 - アイビスライナー座席指定券 - 着席整理券 - 個室券 <u>個室券（4人用）</u> - 平日個室券 - 土休日個室券 <u>個室券（6人用）</u> (中略)	(乗車券類の種類) 第18条 乗車券類の種類は、次のとおりとする。 (1) 乗 車 券 - イ 普通乗車券 - 片道乗車券 - 往復乗車券 - 連続乗車券 - ロ 定期乗車券 - 通勤定期乗車券 - 通学定期乗車券 - ハ 回数乗車券 - 普通回数乗車券 - 時差回数乗車券 - 土・休日割引回数乗車券 ニ 団体乗車券 ホ 貸切乗車券 (2) 特急券等 - 朝桐線関係特別急行券 - 朝桐線関係平日特別急行券 - 朝桐線関係土休日特別急行券 - 小宮線関係特別急行券 - 四季おり特別急行券 - ライナー特別急行券 - 座席指定券 - 座席指定券 - アイビスライナー座席指定券 - 着席整理券 - 特別車両券 - 個室券 - 平日個室券 - 土休日個室券 (中略)

(特急券等の発売) 第57条 旅客が、特急列車等に乗車する場合は、乗車前に乗車する駅・日・列車・車両・座席および個室を指定して特急券を発売する。ただし、運輸上の都合により、車両・座席および個室の指定を省略することがある。 2 特別急行列車等の個室は、次に掲げる定員を超えないときで、乗車旅客の全員が同一区間を乗車するときに限って、当該個室券を発売する。 (1) 個室（4人用）の場合 イ 大人 4人 ロ 大人 3人 小児 1人 ハ 大人 2人 小児 3人 ニ 大人 1人 小児 4人 ホ 小児 6人 (2) 個室（6人用）の場合 イ 大人 6人 ロ 大人 5人 小児 1人 ハ 大人 4人 小児 3人 ニ 大人 3人 小児 4人 ホ 大人 2人 小児 5人 ヘ 大人 1人 小児 6人 ト 小児 8人 (中略) (特急券等の関連発売) 第63条 特別急行列車の個室に乗車する旅客に対して発売する個室券は、特別急行券と同時に購入する場合に限って発売する。 (中略)	(特急券等の発売) 第57条 旅客が、特急列車等に乗車する場合は、乗車前に乗車する駅・日・列車・車両・座席および個室を指定して特急券を発売する。ただし、運輸上の都合により、車両・座席および個室の指定を省略することがある。 2 特別急行列車の個室に乗車する場合は、次に掲げる個室定員を超えないときで、乗車旅客の全員が当該個室を同一区間乗車するときに限って個室券を発売する。 (1) 大人 4人 (2) 大人 3人 小児 1人 (3) 大人 2人 小児 3人 (4) 大人 1人 小児 4人 (5) 小児 6人 (中略) (特急券等の関連発売) 第63条 特別急行列車の個室に乗車する旅客に対して発売する個室券および特別車両券は、特別急行券と同時に購入する場合に限って発売する。 (中略)
--	--

改 正	現 行
(乗車券類の種類) 第65条 旅客運賃・料金の種類は、乗車券類の種類に応じて、次の各号に定めるとおりとする。 (1) 旅客運賃 - イ 普通旅客運賃 - 片道普通旅客運賃 - 往復旅客運賃 - 連続旅客運賃 - ロ 定期旅客運賃 - 通勤定期旅客運賃 - 通学定期旅客運賃 - ハ 回数旅客運賃 - 普通回数旅客運賃 - 時差回数旅客運賃 - 土・休日割引回数旅客運賃 - ニ 団体旅客運賃 - ホ 貸切旅客運賃 (2) 特急料金等 - 朝桐線関係特別急行料金 - 朝桐線関係平日特別急行料金 - 朝桐線関係土休日特別急行料金 - 小宮線関係特別急行料金 - 四季おり特別急行料金 <u>プレミアムシート特別急行料金</u> - ライナー特別急行料金 - 座席指定料金 - 座席指定料金 - アイビスライナー座席指定料金 - 着席整理料金 - 個室料金 <u>個室料金(4人用)</u> - 平日個室料金 - 土休日個室料金 <u>個室料金(6人用)</u> (中略)	(乗車券類の種類) 第65条 旅客運賃・料金の種類は、乗車券類の種類に応じて、次の各号に定めるとおりとする。 (1) 旅客運賃 - イ 普通旅客運賃 - 片道普通旅客運賃 - 往復旅客運賃 - 連続旅客運賃 - ロ 定期旅客運賃 - 通勤定期旅客運賃 - 通学定期旅客運賃 - ハ 回数旅客運賃 - 普通回数旅客運賃 - 時差回数旅客運賃 - 土・休日割引回数旅客運賃 - ニ 団体旅客運賃 - ホ 貸切旅客運賃 (2) 特急料金等 - 朝桐線関係特別急行料金 - 朝桐線関係平日特別急行料金 - 朝桐線関係土休日特別急行料金 - 小宮線関係特別急行料金 - 四季おり特別急行料金 - ライナー特別急行料金 - 座席指定料金 - 座席指定料金 - アイビスライナー座席指定料金 - 着席整理料金 - 特別車両料金 - 個室料金 - 平日個室料金 - 土休日個室料金 (中略)

改 正	現 行
(大人特急料金等) 第125条 大人特急料金<u>等</u>は、次のとおりとする。 (中略) <u>ハ 四季おり特別急行料金</u> <u>40km まで 870 円</u> <u>41km 以上 60km まで 1,120 円</u> <u>61km 以上 90km まで 1,470 円</u> <u>91km 以上 120km まで 1,710 円</u> <u>121km 以上 1,940 円</u> <u>「四季おり」号と表示して、運転する特別急行列車</u> <u>ニ プレミアムシート特別急行料金</u> <u>40km まで 1,080 円</u> <u>41km 以上 60km まで 1,460 円</u> <u>61km 以上 90km まで 1,910 円</u> <u>91km 以上 120km まで 2,220 円</u> <u>121km 以上 2,520 円</u> <u>「四季おり」号と表示して運転する特別急行列車のうち、プレミアムシートに適用する。</u> <u>ホ ライナー特別急行料金</u> 若草来栖・夕陽台間の停車駅相互発着 410 円 40km まで 520 円 40km 以上 780 円 「あさひライナー」、「ゆうひライナー」号と表示して運転する特別急行列車	(大人特急料金等) 第125条 大人特急料金は、次のとおりとする。 (中略) ハ ライナー特別急行料金 若草来栖・夕陽台間の停車駅相互発着 410 円 40km まで 520 円 40km 以上 780 円 「あさひライナー」、「ゆうひライナー」号と表示して運転する特別急行列車

改 正	現 行
(2) 特別急行四季おり用 (駅名式大人小児用) (個室券兼用) (中略) <u>(個室券変更)</u> <u>第252条 個室券を所持する旅客は、使用開始後に、あらかじめ係員に申し出てその承諾を受け、1回に限って当該個室券について利用施設の変更(以下、この変更を「個室券変更」という。)をすることができる。</u> <u>ただし、変更する個室料金と原個室料金を比較し、変更する個室料金の額が原個室料金をこえる場合のみ取扱うことができる。</u> <u>2 個室券変更は、列車が変更とならない場合に限って取扱う。</u> (中略) (特急券等の無札および不正使用の旅客に対する特急料金等・増料金等の収受) 第267条 第264条および第266条の規定は、特急券等に準用する。 <u>2 前項の規定により増料金を収受する場合、第125条第1項第1号ハおよびニに定める特急券等を所持せずに乗車した旅客に対しては、第125条第2項に定める料金をあわせて収受する。</u> (中略)	(2) 特別急行四季おり用 (駅名式大人小児用) (特別車両券・個室券兼用) (中略) 第252条 削 除 (中略) (特急券等の無札および不正使用の旅客に対する特急料金等・増料金等の収受) 第267条 第264条および第266条の規定は、特急券等に準用する。 (中略)

改 正	現 行
(特急料金等の払いもどし) 第273条 旅客は、特急券等（団体乗車券または貸切乗車券によって発売したものを除く。）が不要となった場合、指定列車が、その乗車駅を出発する時刻までにこれを駅にさし出したときに限り、すでに支払った特急料金等の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として各号に定める額を支払うものとする。 なお、乗車券類変更の取扱いをした特急券等については、変更前の特急券等に表示された列車の出発する日の前日、または当日に乗車券類変更の取扱いをしたものにあつては、変更前の特急券等について変更の取扱いをした時刻を払いもどしの請求をした時刻とみなして手数料を支払うものとする。 (1) <u>特別急行券、座席指定券および着席整理券 100 円</u> (2) <u>個室券</u> <u>イ 個室券（4 人用） 420 円</u> <u>ロ 個室券（6 人用） 520 円</u> (3) 愛川線連絡にかかる場合 特急券等 1 枚につき 1 0 0 円。ただし、個室券 <u>（4 人用）</u> については 4 2 0 円 (4) 桐嶋線連絡にかかる場合 1 枚につき 1 0 0 円。 (5) 東都地下鉄線連絡にかかる場合 1 枚につき 1 0 0 円。 (後略)	(特急料金等の払いもどし) 第273条 旅客は、特急券等（団体乗車券または貸切乗車券によって発売したものを除く。）が不要となった場合、指定列車が、その乗車駅を出発する時刻までにこれを駅にさし出したときに限り、すでに支払った特急料金等の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として各号に定める額を支払うものとする。 なお、乗車券類変更の取扱いをした特急券等については、変更前の特急券等に表示された列車の出発する日の前日、または当日に乗車券類変更の取扱いをしたものにあつては、変更前の特急券等について変更の取扱いをした時刻を払いもどしの請求をした時刻とみなして手数料を支払うものとする。 (1) 社線区間の場合 特急券等 1 枚につき 1 0 0 円。ただし、個室券については 4 2 0 円 (2) 愛川線連絡にかかる場合 特急券等 1 枚につき 1 0 0 円。ただし、個室券については 4 2 0 円 (3) 桐嶋線連絡にかかる場合 1 枚につき 1 0 0 円。 (4) 東都地下鉄線連絡にかかる場合 1 枚につき 1 0 0 円。 (後略)

附則

この通達は、2 0 2 3 年 6 月 2 5 日から施行する。